

IT豆知識

携帯電話のナンバーポータビリティ
(番号ポータビリティ)

10月24日から携帯電話のナンバーポータビリティ(MNP: Mobile Number Portability)サービスが開始されました。ナンバーポータビリティとは、携帯電話の利用者がキャリア(携帯電話会社)を変更しても、現在の電話番号はそのまま変更後のキャリアのサービスを利用できるものです。

ナンバーポータビリティのメリットは、まず、契約している携帯電話会社を変更しても電話番号が変わらないので、新たに電話番号を周知する必要がないことです。次に、携帯電話会社同士の競争の激化が予想され、ナンバーポータビリティを利用しない人にとってもサービス向上が期待できることです。

しかし、携帯電話会社を変えても、それまでとまったく同じように利用できるのかというと、決してそうではありません。次の点に注意する必要があります。

- 携帯電話番号は変わりませんが、メールアドレスは携帯電話会社によって異なるため変える必要があります。
- 現在利用している携帯電話端末も合わせて引き継ぐことはできません。つまり、新しい携帯電話会社に対応している携帯電話端末に変更する必要があります。
- 現在契約している携帯電話会社が提供している料金形態(料金プラン・割引サービス等)は解約とともに終了となります。
- 年間契約等の割引サービスを契約している場合は、解約に伴い別途費用が発生する場合があります。
- これまで利用していたサービスやゲーム、コンテンツは新しい携帯電話会社や携帯電話端末では利用できない場合があります。また、各携帯電話会社独自のサービスについても、新しい携帯電話会社では利用できない可能性が高いでしょう。

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 志水 麻木

税のひとくち知識

減価償却のあらまし(その1)

1 減価償却の概要

建物、建物付属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。時の経過等により価値の減少しない土地や骨とう品などは減価償却資産ではありません。

この減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるものではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。この使用可能期間にあたるものとして、法定耐用年数が財務省令の別表に定められています。

減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していくことです。

(注)

- 1 使用可能期間が1年未満のもの又は取得に要した金額が10万円未満のものは、その取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費とします。
- 2 10万円以上20万円未満の減価償却資産については、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において合計額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入することができることとされています。
- 3 一定の青色申告書を提出する方が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した30万円未満の減価償却資産については、一定の要件のもとでその業務の用に供した年分の必要経費に全額を算入することができます。
- 4 取得価額の判定に際し、消費税を含めるかどうかは納税者の経理方式によります。すなわち、税込経理であれば消費税を含んだ金額で、税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定します。

次回につづく

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 星 武夫

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための
生命傷害共済(傷害総合保険+病気入院見舞金制度)・所得補償共済(所得補償保険)
建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの 商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358